

当連盟から茨城陸協登録をする皆様  
=会員登録パターン「2」または「4」とする皆様

2026年1月12日

## 個人情報取扱い等の同意依頼（日本陸連より）

※茨城陸協登録されない方、他団体からまたは個人で茨城陸協登録される方は、本書を読まなくともかまいません。

### 1. 背景

近年、個人情報の保護・適切な取扱いが重要視されています。  
陸上競技では、大会プログラムや結果発表で選手の氏名等を利用・公開することが多々あります。従来は大会毎に同意を得る形式でしたが、今後は陸協登録の段階で日本陸上競技連盟（以下「陸連」）が同意を取得することとなりました。

### 2. やって頂きたいこと

陸連が求める同意事項（添付文書）を読み、提示事項に問題がなければ払込取扱票（会員登録用）の所定の文字「する」を○で囲んでください。

[記載例・・・払込取扱票からの抜粋↓]

当連盟からの茨城陸協登録の場合、陸連提示事項に同意（する、しない）

### 3. 注意事項

同意されない方は、茨城陸協登録（陸連登録）を行えません。

パターン「1」「3」「5」の方は、○は付けずそのままでもかまいません。

### 4. 問い合わせ先

本件に関してご不明な点がございましたならば、以下にお問い合わせください。

茨城マスターズ陸上競技連盟 総務委員長 原 優太

ibaraki.masters.soumu@gmail.com

050-1467-5487

※留守電の場合、お名前を残していただければ折り返しさせていただきます。

以上

## 同意事項

貴連盟が定める登録会員規程を遵守することを約束すると共に、下記のとおり、登録内容並びに競技会への参加及び結果に関する情報（競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を含む、以下「登録情報等」という）が第三者に提供されることに同意します。

### 記

- 1 会員登録システムの閲覧権限を有する者（都道府県陸上競技協会及びその支部、日本学生陸上競技連合、地区学生陸上競技連盟、全国高等学校体育連盟陸上競技部、都道府県高等学校体育連盟陸上競技部及びその支部、全国高等学校体育連盟定通制部、都道府県高等学校体育連盟定通制部、日本中学校体育連盟陸上競技部、都道府県中学校体育連盟陸上競技部及び自己が所属する加入団体）に対する登録内容の提供
- 2 国内、EU域内または英国所在の第三者が競技会を開催する場合における競技会の主催者への登録情報等の提供
- 3 競技会を主催し、もしくは主管となり、または第三者が競技会を開催する場合における、貴連盟または主催者による登録情報等の公表、関係者に対する提供
- 4 貴連盟が学術研究機関等に競技結果及び競技中のパフォーマンスの分析結果に関する情報を提供した場合における当該学術研究機関等による当該情報の公表
- 5 登録会員処分規程に基づく登録情報等の公表
- 6 日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者制度に基づく処分手続のために行う同協会に対する登録情報等の提供
- 7 日本アンチ・ドーピング機構によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供
- 8 日本スポーツ振興センターが運営するナショナルトレーニングセンターの利用または助成金交付の審査及び交付の実施に伴う同センターに対する対象者の登録情報等の提供
- 9 スポーツ庁の所掌事務の範囲内における同庁に対する登録情報等の提供
- 10 ワールド・アスレティクス（以下「WA」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注1のとおり）に対する登録情報等の提供、及びWAによる登録情報等の公表
- 11 アスリートインテグリティユニット（以下「AIU」という、モナコ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びAIUが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注2のとおり）に対する登録情報等の提供
- 12 世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という、カナダ所在、同国における個人情報の保護に関する制度及びWADAが講ずる個人情報保護のための措置に関する情報は、注3のとおり）によるドーピング検査のために行う同機構に対する氏名及びメールアドレスその他の連絡先の情報の提供

### 注 1 : WA (所在国モナコ)

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおけるデータ保護はデータ保護機関 (CCINN) がデータ保護法および規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024 年 12 月 31 日現在で GDPR の十分性認定は受けていない。  
2024 年 12 月 3 日付けデータ保護法第 1.565 号にて GDPR の十分性認定に対応するために、データ保護法が更新された。  
1981 年 1 月 28 日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第 108 号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも 2009 年 4 月 1 日から有効となっている。
- WA が講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://worldathletics.org/privacy-policy>

### 注 2 : AIU (所在国モナコ)

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
モナコにおける個人情報の保護に関する法律としてデータ保護法があり、データ保護機関 (CCINN) が規制の遵守を監視および検証する責任を担っている。  
2024 年 12 月 31 日現在で GDPR の十分性認定は受けていない。  
2024 年 12 月 3 日付けデータ保護法第 1.565 号にて GDPR の十分性認定に対応するために、データ保護法が改正された。  
1981 年 1 月 28 日の欧州理事会の個人データの自動処理に関する個人の保護に関する条約第 108 号、および管理当局と国境を越えたデータの流れに関する議定書補足条項を締結しており、どちらも 2009 年 4 月 1 日から有効となっている。
- AIU が講ずる個人情報保護のための措置:  
<https://www.athleticsintegrity.org/privacy-policy>

### 注 3 : WADA (所在地カナダ)

- 同国における個人情報の保護に関する制度:  
GDPR の十分性認定を受けている。  
詳細は個人情報保護委員会のサイトをご参照ください  
[https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore\\_report\\_canada](https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_canada)
- WADA が講ずる個人情報保護のための措置：  
<https://www.wada-ama.org/en/privacy-policy>